

## 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
1	電気メスの割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	NTTファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	4,477,680円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
2	全身麻酔装置の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	NTTファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	5,346,000円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	セントラルモニタ・生体情報モニタの割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	NTTファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	6,000,480円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
4	高圧蒸気滅菌装置の割賦	2	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	NTTファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	14,346,720円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
5	電動ドリルシステムの割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	NTTファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	2,566,080円	当該器機は、早急な整備が必要なものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
6	皮膚灌流圧（SPP）測定装置の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸3	平成30年5月22日	NTTファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	1,587,600円	当該器機は、早急な整備が必要なものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
7	白内障手術装置の割賦	3	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年11月20日	NTTファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	5,263,680円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
8	電動式骨手術器機の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	NTTファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	3,823,200円	当該器機は、早急な整備が必要なものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
9	産婦人科検診台の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	NTTファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	2,203,200円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

## 別紙様式第11

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
10	セントラルモニタ・ベッドサイドモニタの割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	3,382,560円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
11	OBIS セントラルステーションの割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	5,151,600円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
12	血液ガス分析装置ラビットラボの割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	1,639,440円	当該器機は、早急な整備が必要なものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
13	保育器の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	2,566,080円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
14	処方・注射チェックシステムのリース	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	7,290,000円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
15	薬剤システムOS更新の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	4,134,240円	当該器機は、早急な整備が必要なものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
16	X線一般撮影FDP装置の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年8月10日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	30,164,400円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
17	ベッドパンウォッシャーの割賦	2	会計課 八戸市大字田面木字中明戸3	平成30年8月10日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	4,497,120円	当該器機は、早急な整備が必要なものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
18	オリンパスシステム生物顕微鏡の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	1,872,720円	当該器機の予定価格が少額であるため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
19	神経機能検査装置の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年5月22日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	7,069,680円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

## 別紙様式第11

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
20	電動マイクロドリルシステムの割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年10月29日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	1,380,240円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

## 別紙様式第11

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
21	バリーラプFT10の割賦	2	会計課 八戸市大字田面木字中明戸3	平成30年11月20日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	5,527,440円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
22	睡眠検査システムの割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年12月10日	N T Tファイナンス株式会社 東北支店 仙台市青葉区国分町3丁目1-2	3,685,140円	当該器機は、早急な整備が必要なものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
23	保育器の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年12月27日	興銀リース株式会社 仙台支店 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1	2,579,040円	当該器機は、機器の故障・修理不能に伴う更新であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
24	アンギオライブ映像記録装置の割賦	1	会計課 八戸市大字田面木字中明戸2	平成30年12月27日	興銀リース株式会社 仙台支店 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1	1,635,540円	当該器機の予定価格が少額であるため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。